

3歳児から5歳児までの保育所、認定こども園などを  
利用する子供たちの利用料が **無償化** されます。

※ 0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

## 保育所、認定こども園等を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

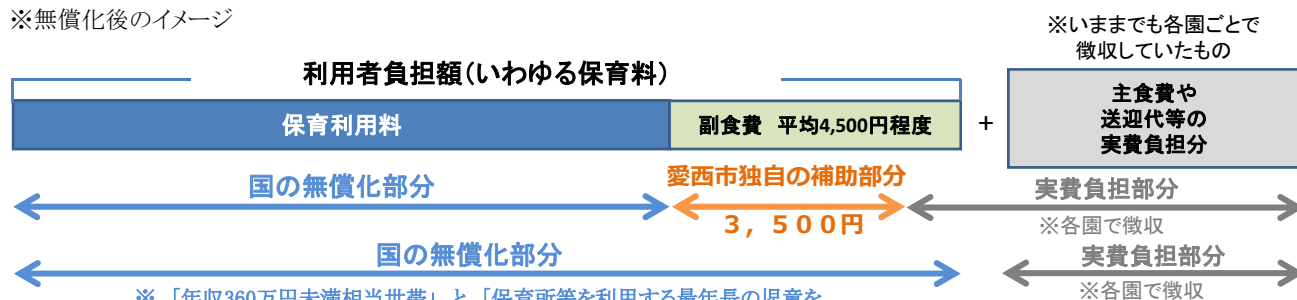
○ **保育所、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児までの子供たちの利用料が無償化されます。**

- 無償化の期間は、3歳児から小学校入学前までの3年間です。
- 現行の利用者負担額(いわゆる保育料)には副食費分(おかず代等)の費用も含まれており、今回の無償化制度は、そのうちの「保育利用料」部分について無償化となるものです。  
無償化後もこれまでどおり通園送迎費、主食費、行事費等は保護者の実費負担となり、さらに副食費分も実費負担となります。(※「年収360万円未満相当世帯」と「保育所等を利用する最年長の児童を第1子とカウントして第3子以降の児童」については、副食費分の費用が免除されます。)

ただし、愛西市では保護者の負担をより軽減するため、独自に副食費に係る費用を所得に関係なく「月額3,500円」を上限として補助をします。

※愛西市に住民登録のある保護者の方が対象です。

※無償化後のイメージ



※10月からは「副食費 - 愛西市の補助額 + 主食費や送迎代等」が実費負担額となり、それぞれの園での支払いとなります。

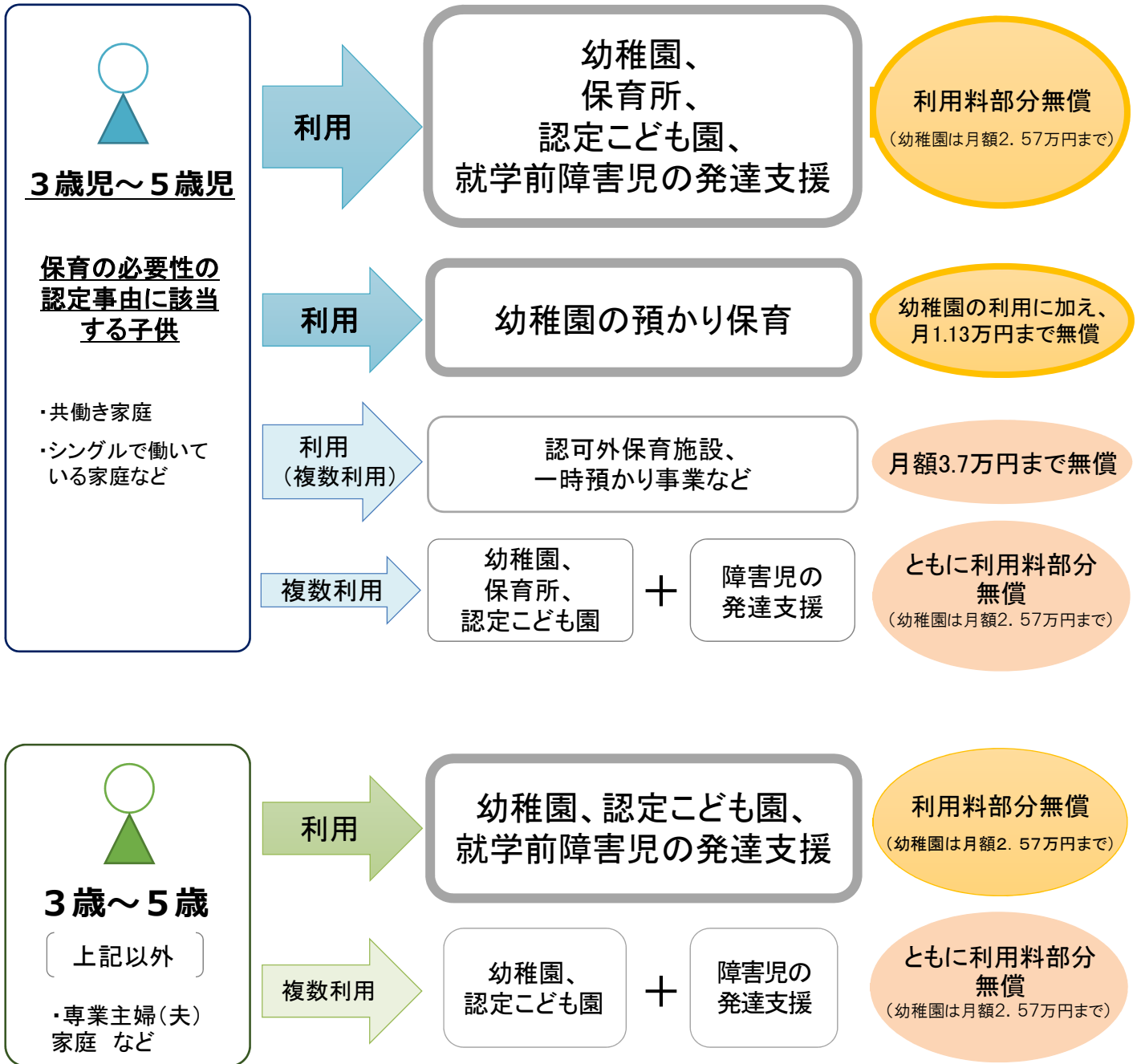
※上図の副食費については国の試算する平均の額です。副食費については各園ごとで異なります。

○ 0歳児から2歳児までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用者負担額が無償化されます。

- さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の児童を第1子とカウントして、0歳児から2歳児までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

## 幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

(注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

(注3) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。